



平成22年4月から

子ども手当制度開始

～健やかな成長を社会全体で応援～

元気に遊ぶよ！



子ども手当とは…

「次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを、社会全体で応援する」という趣旨のもとに創設された制度です。支給を受ける保護者等は、この趣旨に従って手当を用いる責務が、法律上定められています。
「子どもの将来の夢は何ですか？」手当を受給する保護者等は、子どもの成長と将来を考え、有効に用いてください。

勉強も頑張ります



夢を叶えたい！



●支給対象となる子ども

中学校修了までの子ども（満15歳以後の最初の3月31日までの間にある子ども）

●受給資格者

日本国内に住所を有し、支給対象となる子どもを養育している方（所得制限なし）

●手当の額

平成22年度は子ども1人につき月額1万3千円（平成23年度以降は未定）

●支給される時期

6月、10月、2月に、それぞれ前月分までの手当が支払われます。



保育所に関する情報

◎保育料の階層区分を一部変更

平成22年4月から、国の保育料徴収基準が見直されることに伴い、市の保育料基準額表が異なります。

変更となるのは、所得税が父母合わせて73万4千円以上の世帯のみです。変更後の区分は、

平成22年度保育料の基準額表（単位：円/月）

世帯の階層区分	3歳児未満	3歳児	4歳児以上
1 生活保護世帯	0	0	0
2 市民税非課税世帯	6,500	4,500	4,500
3の1 " 均等割世帯	13,500	12,000	11,000
3の2 " 所得割世帯	16,500	14,000	14,000
4の1 所得税8,500円未満	20,500	18,500	18,500
4の2 " 8,500～39,999円	22,000	20,000	20,000
5の1 " 40,000～69,999円	26,000	24,500	24,000
5の2 " 70,000～102,999円	31,000	28,000	26,000
6 " 103,000～412,999円	32,000	30,000	27,000
7 " 413,000～733,999円	35,500	31,500	28,500
8 " 734,000円～	38,500	34,500	28,500

左の表をご覧ください。7階層までの方は、今までどおりの保育料となります。

◎途中入所の年齢区分を変更

平成22年4月から、年度途中の入所は、4月1日時点での年齢区分になります。これまでは入所した月の満年齢によって、保育料金が決まっていたため、入所時期により年齢区分が変わる場合があります。4月からは、同年齢のクラスでは、小学校等と同じ学年区分になるよう改正され、同一の年齢区分となります。

◎休日保育のお知らせ

4月から、市内の2保育所で休日保育を行っています。日曜日など、保育所が休みの日に保育を行っています。市内の方は利用することができますので、利用を希望する方は、直接、保育所へ申し込みしてください。

申込先

にかほ保育園 ☎32・3200
勢至保育園 ☎38・2248

問合せ

子育て長寿支援課
子育て支援班 ☎32・3040

●申請手続き

申請に必要な書類等は、後日対象者に郵送します。

▼児童手当を受給していた方

平成22年3月まで児童手当を受給していた方は、申請手続きは不要です。

※新たに子ども手当の対象となる子ども（中学2年生、3年生）がいる場合には平成22年9月30日までに「額改定認定請求書」を提出すると、4月分から増額受給できます。

▼児童手当を受給していなかった方

平成22年9月30日までに「子ども手当認定請求書」を提出すると、4月分から受給できます。

▼出生・転入の場合

出生のときは出生日から、転入のときは転出予定日から15日以内に申請すれば、申請の翌月分から受給できます。

※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

◆ご注意ください◆

期限を過ぎて申請・請求すると満額受給できません。早めに手続きをしてください。



小学生以下の子どものみだけの場合



手続き不要



小学生と中学2・3年生の子どもがいる場合



「額改定認定請求書」を提出する



中学2・3年生の子どものみだけの場合



「認定請求書」を提出する

●申請先

・子育て長寿支援課
・金浦市民サービスセンター
・象潟市民サービスセンター

問合せ

子育て長寿支援課
子育て支援班 ☎32・3040

にかほ市議会議員一般選挙

投票日は4月25日(日)です



投票 4月25日(日) 午前7時～午後7時

〔仁賀保第11投票区（釜ヶ台）は午後6時まで〕

開票 4月25日(日) 午後8時～ 象潟公民館2階大ホール

期日前投票 4月19日(月)～24日(土) 午前8時30分～午後8時

※金浦・象潟各庁舎、スマイルの3カ所、どの投票所でも投票できます。（入場券の裏面に期日前投票事由等を事前に記載しておく、投票が早く済みませす）

◆不在者投票

○病院・施設に入院・入所中の方：

不在者投票のできる指定病院・施設に入院・入所中の場合、看護師や施設職員等に申し出ることによって不在者投票の手続きができます。（県内では由利組合総合病院、本荘第一病院、由利本荘医師会病院、佐藤病院、象潟病院など約70の指定病院、たのしいわが家、金浦療護園、浩寿苑、蕉風苑、西施苑など約150の指定施設があります）

○仕事等でにかほ市にいない方（長期出張、出稼ぎ等）：

①不在者投票の請求書にかほ市選挙管理委員会に提出
②選挙管理委員会が投票用紙等一式を滞在地に送付
③滞在地の選挙管理委員会へ投票

◆郵便投票

重度の身体障害者等で「郵便投票証明書」が交付されている方は、自宅等で郵便による不在者投票ができます。投票用紙等の請求期限は4月21日(水)までですが、請求・交付をすべて郵便で扱うため、早めに請求してください。

不在者投票、郵便投票の請求は、選挙告示日（4月18日）前でもできます。早めの手続きをお願いします。

問合せ ☎018-0192 にかほ市象潟町字浜ノ田1
にかほ市選挙管理委員会事務局（象潟庁舎内）

☎43・7506 E-mail:senkan@city.nikaho.lg.jp